

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	地方税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安来市は、地方税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

地方税に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

島根県安来市長

公表日

令和6年7月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	地方税に関する事務			
②事務の概要	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税法に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年法律第27号)の規定に基づき市税の賦課に関する事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。 (具体的な事務) 1 個人住民税に関する事務 2 固定資産税に関する事務 3 軽自動車税に関する事務 4 国民健康保険税に関する事務 5 地方税の電子申告受付事務 6 国税との連携(データ受信)事務			
③システムの名称	個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険税システム eL-TAX 中間サーバー 申告受付システム 証明書コンビニ交付システム			
2. 特定個人情報ファイル名				
(1)課税情報ファイル (2)課税資料ファイル (3)宛名情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表 第24項			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 (別表における情報提供の根拠) :上記命令第2条の表第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (別表における情報照会の根拠) :上記命令第2条の表第1欄(情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」に該当する項			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	市民生活部税務課			
②所属長の役職名	課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	総務部総務課 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3017			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	市民生活部税務課 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3048			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果		
基礎項目評価の実施が義務付けられる		

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月14日	Ⅱ しきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	
平成28年10月14日	Ⅱ しきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	
平成30年4月20日	Ⅱ しきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年4月20日	Ⅱ しきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年4月20日	Ⅰ 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	中西隆志	野坂庸一	事後	
令和1年6月10日	Ⅰ 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	野坂庸一	課長	事後	
令和1年6月10日	Ⅱ しきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年3月31日	事後	
令和1年6月10日	Ⅱ しきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年3月31日	事後	
令和1年6月10日	Ⅰ 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	安来市役所(島根県安来市安来町878番地2) 総務部総務課(統計情報係) 電話:0854-23-3015	総務部総務課 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3017	事後	
令和1年6月10日	Ⅰ 8. 特定個人情報ファイルの取扱いにに関する問い合わせ 連絡先	安来市役所(島根県安来市安来町878番地2) 総務部総務課(市民税係) 電話:0854-23-3048	総務部総務課 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3048	事後	
令和2年6月5日	Ⅱ しきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日	令和2年3月31日	事後	
令和2年6月5日	Ⅱ しきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日	令和2年3月31日	事後	
令和3年7月1日	1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ③システムの名称	個人住民税システム、法人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険税システム eL-TAX 中間サーバー	個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険税システム eL-TAX 中間サーバー 申告受付システム 証明書コンビニ交付システム	事後	
令和3年7月1日	1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の概要	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税法に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年法律第27号)の規定に基づき法人住民税の賦課に関する事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。(具体的な事務) 1 個人住民税に関する事務 2 法人住民税に関する事務 3 固定資産税に関する事務 4 軽自動車税に関する事務 5 国民健康保険税に関する事務 6 地方税の電子申告受付事務 7 国税との連携(データ受信)事務	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税法に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年法律第27号)の規定に基づき市税の賦課に関する事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。(具体的な事務) 1 個人住民税に関する事務 2 固定資産税に関する事務 3 軽自動車税に関する事務 4 国民健康保険税に関する事務 5 地方税の電子申告受付事務 6 国税との連携(データ受信)事務	事後	
令和3年7月1日	Ⅰ 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法 第19条第7号 別表第2(別表第2における情報提供の根拠):第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項)(別表第2における情報照会の根拠):第1欄(情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの)(27の項)	番号法 第19条第8号 別表第2(別表第2における情報提供の根拠):第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項)(別表第2における情報照会の根拠):第1欄(情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの)(27の項)	事前	
令和4年3月10日	Ⅱ しきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日	令和3年3月31日	事後	
令和5年8月15日	Ⅰ 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法 第19条第8号 別表第2(別表第2における情報提供の根拠):第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項)(別表第2における情報照会の根拠):第1欄(情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの)(27の項)	番号法 第19条第8号 別表第2(別表第2における情報提供の根拠):第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項)(別表第2における情報照会の根拠):第1欄(情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの)	事後	
令和5年8月15日	Ⅱ しきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日	令和4年3月31日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月10日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第1 第16項	番号法 第9条第1項 別表 第24項	事後	
令和6年7月10日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法 第19条第8号 別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) : 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (別表第2における情報照会の根拠) : 第1欄(情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの)	番号法第19条第8号 別表 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 (別表における情報提供の根拠) : 上記命令第2条の表第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (別表における情報照会の根拠) : 上記命令第2条の表第1欄(情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」に該当する項	事後	